教 生 学 第 308 号
平成 29 年 7 月 7 日

各　教　育　局　長
各　道　立　学　校　長　様
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）川　端　雄　一

児童生徒の性被害防止対策への協力について（通知）

このことについては、これまでも各学校において指導していただいているところですが、この度、北海道警察本部生活安全部長から別添写しのとおり、被害防止対策への協力依頼がありましたので通知します。

ついては、各学校及び各市町村教育委員会において、次の点に配意した情報モラル教育や関係機関と連携した非行防止教室等に取り組み、被害の未然防止を図るようお願いします。

記

1　重点指導事項

(1) インターネットの特性である「公開性」「記録性」「信憑性」「公共性」「流出性」等について、児童生徒の発達の段階に応じて理解を深めさせること。

(2) 無断で他人を撮影した写真はもとより、同意を得て撮影した写真であっても、インターネットに無断で掲載することは人権の侵害となることを理解させること。

(3) 公開した写真や動画は、閲覧の度にコピーデータが作成され、その全ての保存場所を特定することが難しいため、ネット上から完全に削除することが困難であることを理解させること。

(4) 不正アクセスにより個人情報が漏洩し、児童生徒がなりすまし被害や犯罪被害等に遭うことを防ぐため、パスワード等の適切な管理について指導を行うこと。

(5) 児童生徒が保持する通信機器にはフィルタリングを設定することや、安易に解除しないことについて、保護者等への指導を徹底すること。

2　指導上の参考となる資料

(1) 情報化社会の新たな問題を考えるための教材　～安全なインターネットの使い方を考える～
指導の手引き（文部科学省）
※インターネットの特性～26 ページ、パスワードについて考えよう～118 ページ

(2) 情報モラル教育「実践ガイダンス」(国立教育政策研究所)
http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/

(3) ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト掲載資料（北海道教育委員会）
https://webreport.pit-crew.co.jp/hokkaido/helpsite/

ア　「インターネットの常識？「情報モラル」とは、一体何のこと？（H28.7)」
イ　「一度投稿してしまうと、完全に削除することは難しい（H28.9)」
ウ　「身近な「自画撮り」と性的な画像の流出について（H28.12)」
エ　「スマホやゲーム機の写真や動画撮影で気を付けなくてはいけないこと（H29.6)」

(生徒指導・学校安全グループ)

写

道本少（非）第115号
平成29年6月29日

北海道教育庁
教育部長 佐藤寛 殿

北海道警察本部生活安全部長
齋藤教彰

児童生徒の性被害防止対策への協力について（依頼）

初夏の候、貴職におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。平素は少年の非行防止対策を始めとする各種警察活動に御理解と御協力を賜り、心からお礼申し上げます。

さて、近年、インターネット等の急速な普及により、児童ポルノの製造や児童買春を始めとする児童生徒が性的搾取事犯の被害者となるケースが後を絶たず、特に、被害児童の低年齢化やいわゆる自画撮りの被害が増加しているなど、児童生徒を取り巻く環境は、憂慮すべき状況にあります。

このような中、先般、

- 道内に在住する女子小学生や女子中学生が、コミュニティサイトで知り合った男に対し、それぞれ裸の画像を送らされる強制わいせつや児童ポルノ禁止法違反事件
- 道内に在住する女子高校生にいかがわしい行為をさせ、その動画をインターネットで配信していた児童福祉法違反事件

が発生しているところであります。

つきましては、コミュニティサイトに内在する危険性の教示やインターネット空間における情報モラル、スマートフォン等の安全な利用方法、家庭でのルール作りなどについて、児童生徒はもとより保護者に対し、引き続き御指導をいただくとともに、小中学校の校内放送を活用した非行防止教室の実施について各市町村教育委員会及び貴管下の各学校へ周知いただきますようお願い申し上げます。

（少年課非行対策係　251-0110内線3064）

平成29年6月14日（水）朝刊

北　海　道　新　聞

「自画撮り」被害昨年道内28人

9歳女児、中学生に裸の画像送らせる

容疑の男2人逮捕

女子児童らに裸の画像を送らせたとして、道警は13日、強制わいせつと児童買春・ポルノ禁止法違反（製造）の疑いで、愛知県東郷町、無職橋ノ口勝容疑者(22)を、同法違反（製造）の疑いで、名古屋市東区砂田橋5、小学校教諭宇田幸司容疑者(36)を、それぞれ逮捕した。

札幌厚別署によると、橋ノ口容疑者の逮捕容疑は2月11日から12日にかけ、石狩管内の女子児童(9)に、スマートフォンの無料通信アプリLINE（ライン）を通じて裸になるよう指示し、画像や動画を撮影させ、7回にわたって送信させて保存した疑い。

同署によると同容疑者と女児は、出会い系アプリで知り合った。同容疑者のパソコンなどには、少女の画像や動画計約5万点が保存されており、同署は同様の手口で入手したものが含まれていないか調べている。

余市署によると、宇田容疑者の逮捕容疑は昨年10月から11月にかけ、スマホの無料通信アプリで知り合った後志管内の女子中学生(14)と長崎県の女子中学生(14)にそれぞれ裸の画像を送信させ保存した疑い。

道警少年課によると、18歳未満の子供に裸の画像を送信させる「自画撮り」の昨年の道内の被害人数は、28人で過去最多となった。道内の被害者の年齢は、今回の9歳が最年少という。

平成29年6月14日（水）朝刊

毎　日　新　聞

裸の写真をスマホ送信させた容疑 2人逮捕

女子中学生2人に
名古屋の小学教諭

道警は13日、女子中学生2人（いずれも当時14歳）に裸の写真を送らせたとして、名古屋市東区砂田橋5、市立小教諭、宇田幸司容疑者(36)を児童ポルノ禁止法違反(製造)容疑で逮捕した。

逮捕容疑は昨年10月と11月、道内と長崎県の女子中学生に裸の胸を撮影させ、数回にわたってスマートフォンアプリで画像を送らせた疑い。道警によると宇田容疑者は逮捕容疑を認め「中学生に性的な興味があった」と話しているという。

道警の調べでは、宇田容疑者はアプリを通じて何度もやりとりをして親しくなり、言葉巧みに性的な話に触れて写真を送らせていた。少女と見られる着衣や裸の多数の画像を持っており、他にも写真を送らせていなかったか捜査する。

9歳の女児に
愛知の元保育士

また道警は13日、小学生の女児に裸の画像を送らせたとして、愛知県東郷町、元保育士、橋ノ口勝容疑者(22)を強制わいせつと児童ポルノ禁止法違反(製造)容疑で逮捕した。

逮捕容疑は2月にスマートフォンアプリで知り合った道内の女児（当時9歳）に裸の写真などを撮影・送信させた疑い。道警によると容疑を認めている。

平成29年6月2日（金）朝刊
読　売　新　聞

17歳少女の淫行動画配信

札幌の44歳逮捕　児童福祉法違反容疑

逮捕され、捜査員に連行される佐々木容疑者（1日午前9時54分、札幌市中央区で）＝南水館可撮影

18歳未満の少女にいかがわしい行為をさせ、その映像を動画投稿サイト「FC2動画」で配信したとして、北海道警は1日、札幌市中央区南6東2、佐々木忠大容疑者(44)を児童福祉法違反（淫行させる行為）容疑で逮捕した。道警によると、わいせつ動画の配信を巡り、同法違反容疑での逮捕は全国で初めて。

道警によると、パソコンで見知らぬ男女が交流できるチャットルームを経営する佐々木容疑者は2016年5～8月に3回、同区のマンション一室で、当時17歳の高校生だった少女(18)にいかがわしい行為をさせ、FC2の「ライブチャット」で不特定多数に生中継で配信した疑い。

ライブチャットはパソコンに接続したカメラで複数の人が同時にやりとりが出来る仕組みで、佐々木容疑者はやりとりを見ながら、少女に服を脱ぐタイミングを指示したり、売り上げを上げるためのノルマを課したりしていたという。調べに対し、「年齢確認は甘かったが、いかがわしい行為を強制していない」と供述しているという。

少女は15年12月～17年4月、チャットルームで働いていた。映像は1分55円で有料配信され、視聴者から得た料金のうち、FC2側が手数料として3割を差し引き、佐々木容疑者には約1500万円が渡り、そこから少女には650万円が支払われていたという。

道警は「少女を性的搾取していた行為には厳罰で臨む必要がある」として、公然わいせつ罪（懲役6月以下）ではなく、児童福祉法違反（同10年以下）を適用した。

FC2　1999年7月に開設された。運営会社の所在地は米国ネバダ州。動画などを有料で配信して得られる視聴料金は、FC2と配信者が受け取る仕組みになっている。

平成29年6月2日（金）朝刊
読　売　新　聞

違法投稿「野放し状態」

少女淫行 配信容疑

札幌の男逮捕　女性200人以上雇用か

18歳未満の少女のいかがわしい映像を動画投稿サイト「FC2」で配信したとして、札幌市中央区の男(44)が警察に逮捕された事件で、FC2側は、視聴者から得た料金の約3割を「手数料」として得ていた。FC2ではこれまでにも、違法な動画が投稿され、刑事事件に発展したケースが多い。捜査関係者は「今も多くのわいせつな映像があふれており、野放し状態だ」と批判している。

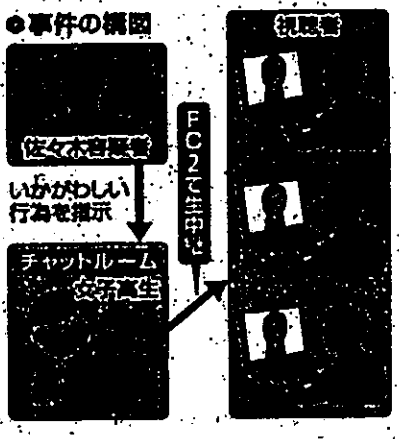

警察によると、児童福祉法違反（淫行させる行為）で逮捕された佐々木容疑者は、2008年頃にチャットルームを開設し、パソコンに接続したカメラを通じて男性と会話する「チャットレディー」をインターネット上で募集した。当時高校生だった少女(18)はネットで見て応募し、15年12月から働き始めた。

配信による売り上げは、FC2側がまず全体の約3割を手数料として受け取り、残った分の55%を佐々木容疑者が、45%を少女が得る仕組みだった。ただし、佐々木容疑者は「税金」と称して、月10万円を天引きしていたという。

警察は、佐々木容疑者がこれまでに200人以上の女性を雇っていた可能性があるとみている。佐々木容疑者が18歳以上の別の少女にもいかがわしい行為をさせていたとして、公然わいせつ容疑でも立件する方針だ。

サイト「FC2」摘発相次ぐ

FC2を巡っては、著作権侵害やわいせつ映像などの違法動画を配信した側が摘発される例が全国的に相次いでいる。

FC2はホームページに「児童ポルノや児童買春などの画像などを送信・掲載することを禁じる」としている。しかし実際には、有料で配信されるライブチャットで、出演する少女や成人女性が素顔をさらして裸になったり、視聴者が要求する行動に応じたりするなど、いかがわしい映像が多く投稿されているという。捜査関係者は「警察の照会にも応じず、照会した事実を配信した側に伝えることさえある」とFC2の運営態勢を批判する。

ネットを巡る問題に詳しい神戸大の森井昌克教授（情報通信工学）は「サイト側は『場所』を提供しているだけであり、違法な動画が投稿されても、サイトの運営者の刑事責任を問うのは難しい」と指摘した上で、「運営者には違法動画を排除し、サイトが犯罪の温床と化すのを防ぐ社会的な役割があるが、それが果たされていない以上、捜査機関が悪質な事例を見逃さず摘み取り圧力をかけていくしかない」と話している。

平成29年6月2日（金）朝刊
北　海　道　新　聞

わいせつ動画配信疑い

道警 児童福祉法違反で男逮捕

インターネットで映像を生中継するライブチャット「FC2ライブ」で、女子高校生にわいせつ行為をさせたとして、札幌中央署は1日、児童福祉法違反（淫行させる行為）の疑いで、札幌市中央区南6東2、自営業佐々木忠大容疑者(44)を逮捕した。道警によると、ライブチャットで18歳未満にわいせつ行為をさせた事件で、同容疑で摘発されたのは全国初。

逮捕容疑は昨年5～8月、同市中央区のマンション一室で、同市内の女子高校生(17)に3回にわたり、FC2ライブの視聴者向けにわいせつ行為をさせた疑い。佐々木容疑者は「わいせつ行為を強制していない」と容疑を否認している。

同署などによると、FC2ライブは視聴者数や時間に応じて運営会社から報酬が入る仕組み。

佐々木容疑者は2008年以降、ネットで集めた約260人の女性にわいせつ行為をさせて映像を配信、14年2月以降、運営会社から計約8千万円の入金があった。このうち逮捕容疑となった女子高校生の映像では約1300万円の報酬を得たという。

FC2ライブを巡っては、わいせつ動画の配信者の公然わいせつ容疑での摘発が相次いでいる。道警は、18歳未満にわいせつ行為をさせた場合、視聴者を相手にした淫行に当たると判断し、より罰則の重い児童福祉法違反容疑を適用した。